

避難確保計画に基づく訓練実施に係る Q A

Q 1 訓練の実施だけでなく、訓練実施後の報告も必要か

A 1 はい。避難確保計画に基づく訓練の実施及び報告は、法律上義務化されておりますので、本市へ別添「訓練実施結果報告書」をご提出ください。

Q 2 「訓練実施結果報告書」の提出方法・提出先・提出期限を教えてほしい

A 2 メールにて、貴施設の本市担当課へご提出ください。令和6年4月から令和7年1月31日までに実施した訓練を報告対象とします。令和7年2月1日以降に実施する訓練は、訓練後に、隨時、報告書をご提出ください。
提出期限については、貴施設の本市担当課からの依頼文を参照してください。

Q 3 どのような訓練を実施すべきか

A 3 訓練は、貴施設が避難確保計画に定めた事項（防災体制、情報収集・伝達、避難誘導等）の実効性の検証等を目的とし、実施してください。計画のすべてでも、一部のみを対象とした訓練でもかまいません。別添「訓練の種類について」にて例示した訓練方法を参考にしてください。

Q 4 訓練は何回実施すべきか

A 4 本市としては、原則、年1回は実施していただくのが望ましいと考えます。
貴施設の避難確保計画において、訓練計画についても定められていると思いますので、今後も、計画で定めたタイミング・時期で、定期的な実施をお願いします。

Q 5 年度内（又は年間）に複数回訓練を実施しているが、訓練毎に報告書の提出が必要か

A 5 訓練を複数回に分けて実施する場合には、最終回にまとめてご報告ください。

Q 6 施設利用者の特性上、訓練への参加は難しい

A 6 施設利用者の参加が難しい場合、施設職員の方のみで行う訓練でも構いません。

Q 7 訓練実施の対象灾害はどれか

A 7 洪水・土砂災害・津波のハザードについて、避難確保計画に基づく訓練の実施をお願いします。

Q 8 洪水・土砂といったハザードごとに訓練を分けて実施する必要があるか

A 8 例えば、貴施設で避難確保計画に定めた避難方法（避難先・避難経路・避難支援協力者の体制等）が共通の場合は、一回の訓練にまとめて実施することができます。計画内容が洪水の場合と土砂の場合で異なる場合は、それぞれで訓練を実施していただく必要があります。

Q 9 訓練実施に当たって、支援・指導をお願いしたい。

A 9 本市防災政策課（電話 823-9055）に一度ご相談ください。